

2019年11月13日

国際会計基準審議会 御中

公開草案(ED/2019/5)「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」
(IAS 第12号の修正案) に対するコメント

1. 当委員会は、2019 年 7 月に公表された国際会計基準審議会（IASB）の公開草案（ED/2019/5）「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」（IAS 第 12 号の修正案）（以下「本公開草案」という。）に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、本公開草案における次の提案内容に同意する。
 - (a) IAS 第 12 号「法人所得税」における繰延税金の認識免除の範囲の変更により、同額の繰延税金資産及び繰延税金負債を当初認識時の会計処理と、当初認識後の会計処理が統一されること
 - (b) 繰延税金資産の回収可能性の評価に関する移行上の救済措置を設けること
3. 一方で、IAS 第 12 号を適用して繰延税金を認識すべきかどうかを決定するに際して、「企業が税務上の損金算入がリース資産又はリース負債のどちらに関連するものなのかを決定するにあたり、適用される税法を考慮して、判断を適用する」（本公開草案 BC6 項）ことについては、ガイダンスとして不十分であると考えている。
4. 各国の税法は、必ずしも IFRS 基準の考え方を考慮して定められているものではなく、適用される税法を考慮しても求められている判断を行うことが困難である場合があると考えられる。そこで、我々は、求められている判断を行うことが困難である場合を想定して、IASB が追加的なガイダンスを定めることを提案する。
5. この点、税務基準額を決定することが困難な場合のガイダンスを提供している IAS 第 12 号第 10 項は、参考にすることができると考えられる。

6. なお、本公開草案において掲げられていない事項について、実務上の懸念がある。
例えば、次の事項について懸念がある。
- (a) 当初認識時に回収可能性の要求により繰延税金資産及びこれに対応する繰延税金負債を認識しなかった場合、その後の期間において未認識の繰延税金資産の再検討をした結果、繰延税金資産を認識するとしたときの繰延税金負債の取扱い
 - (b) 繰延税金資産の回収可能性の要求において、企業が同一の税務当局及び同一の納税主体における十分な課税所得を稼得する可能性を評価した結果について、個別の取引から生じた繰延税金資産にどのように反映するのか
7. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長